

鳥取県地球温暖化対策条例 「取組計画」作成の手引き



平成 27 年 4 月 鳥取県

目次

1 鳥取県地球温暖化対策条例の概要	P. 3
2 取組計画作成・提出等の目的	P. 4
3 取組計画におけるエネルギーとは？	P. 4
4 取組計画作成・提出等の流れ	P. 5
5 取組計画作成・提出等の対象者（特定事業者とは？）	P. 6
6 原油換算エネルギー使用量の算出方法	P. 8
7 条例と法律（改正省エネ法、地球温暖化対策の推進に関する法律）の比較	P. 9
8 計画書等の記載例	P. 10
提出する書面及び提出先	P. 10
様式第1号（計画書）及び第2号（内訳書）の記入例	P. 11
様式第3号（報告書）の記入例	P. 19
原油換算数量の換算係数及び二酸化炭素換算数量の排出係数について	P. 21
エネルギー使用量の簡易計算表	P. 23
日本標準産業分類（平成19年11月改定）	P. 24
9 鳥取県地球温暖化対策条例及び同条例施行規則	P. 25



1 鳥取県地球温暖化対策条例の概要

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を適切な水準に安定させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、本県においてもこの課題に積極的に取り組むことが必要です。そこで、本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた「鳥取県地球温暖化対策条例」(以下「条例」という。)を平成21年3月27日に制定しました。

条例は大きく3つに分かれており、平成21年6月1日に一部施行、平成22年4月1日に全面施行となります。次ページ以降で説明する取組計画の作成・提出等は、平成22年4月1日施行です。

平成21年6月1日施行部分

県の温室効果ガスの排出量・削減目標等の情報を県民で共有

- 鳥取県に県内の温室効果ガス排出量の削減・吸収目標量等を含む「対策計画」の策定を義務付け。県は計画実施状況を毎年公表。

低炭素社会づくりに向けた規範等を明示

- 廃棄物の削減(再使用、再生利用の促進)
- 太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーの積極的利用
- 森林の保全、県産材の利用促進
- 環境物品等の利用促進
- 自動車の使用に代えた公共交通機関の利用促進
- 自動車等アイドリングストップの推進
- 自動車販売時の自動車の環境性能の説明義務
- 省エネ性能の高い電気機器等の利用促進
- 電気機器販売時の電気機器等の省エネ性能表示、説明義務

平成22年4月1日施行部分

特定事業者・特定建築主の温室効果ガスの排出量・削減目標等の情報を県民で共有

- 特定事業者(県内の工場等における原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業者等)に温室効果ガス排出量の目標、目標達成のための取組を含む「取組計画」(3年分)の作成・提出、計画達成状況の毎年の報告を義務付けし、計画及び達成状況報告の概要を原則毎年公表。
- 特定建築主(2,000m²以上の建築物の新築、増築、改築を行う者)に建築物の温室効果ガスの排出抑制等に関する「環境配慮計画」の作成・提出、工事の完了時の計画の達成状況報告を義務付けし、計画及び達成状況報告の概要を公表。
- 計画を提出した事業者又は建築主の取組が十分でないと認めるときは、県が必要な指導を実施。
- 計画を提出しないとき、指導に従わないときは、勧告・公表。



2 取組計画作成・提出等の目的

取組計画の作成・提出等は、県内の事業者が作成する温室効果ガス排出量の目標・目標達成のための計画を県民で共有することによって、事業者の温室効果ガス削減の取組意識の向上や温暖化防止取組の促進を目的として特定事業者に義務付けするものです。

なお、特定事業者とはならない事業者が自主的に取組計画を作成・提出されても構いません（公表の対象となります）。

【対象者】鳥取県内の工場等において多量に温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）
(特定事業者の定義については、P. 6をご覧ください。)

【内容】

- (1) 取組計画（3年分）の作成・提出の義務付け
- (2) 計画達成状況の毎年度の報告を義務付け
- (3) 提出された計画及び報告の概要を県がホームページ等で公表
- (4) 計画を提出した事業者の取組が十分でないと認めるときには県が必要な指導を実施
- (5) 計画を提出しないとき又は指導に従わないときは県が勧告・公表

取組計画におけるエネルギーや特定事業者の考え方は、平成20年度に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「改正省エネ法」という。）に基づいています。

3 取組計画におけるエネルギーとは？

取組計画で報告対象となるエネルギーは、改正省エネ法に定める燃料、熱、電気をいいます。

燃料	(対象) <ul style="list-style-type: none">・ 原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）・ 可燃性天然ガス・ 石炭及びコークス、その他石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）であり、燃焼その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの	
熱	(対象) <ul style="list-style-type: none">・ 「燃料」に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等）	(対象外) <ul style="list-style-type: none">・ 「燃料」に示す燃料を熱源としない熱であることが特定できる熱（太陽熱、地熱等）
電気	(対象) <ul style="list-style-type: none">・ 「燃料」に示す燃料を起源とする電気	(対象外) <ul style="list-style-type: none">・ 「燃料」に示す燃料を起源としない電気であることが特定できる電気（太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等）

（出典：『改正省エネ法の概要 2010』（資源エネルギー庁））

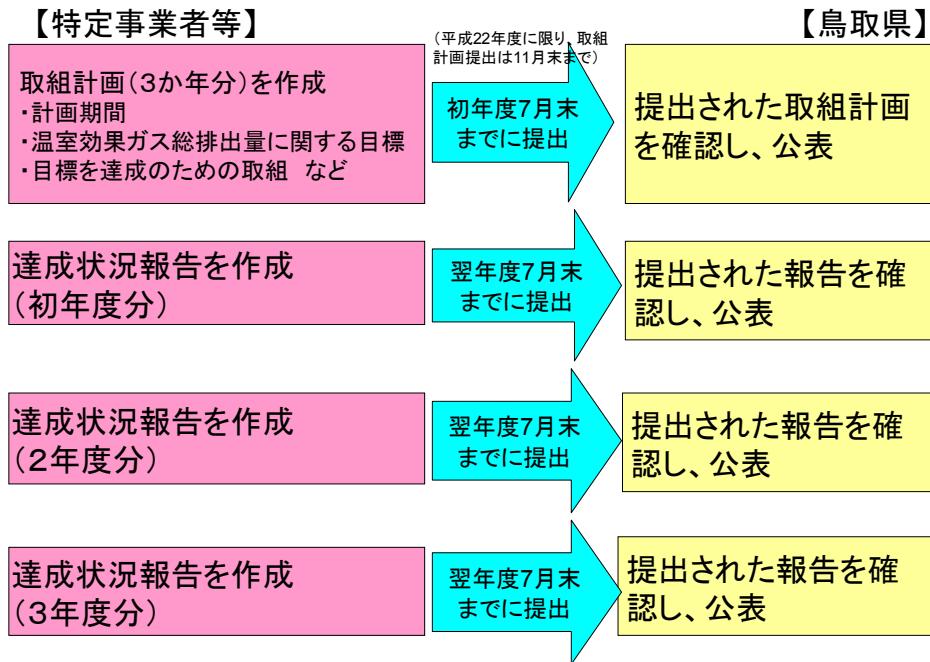


4 取組計画作成・提出等の流れ

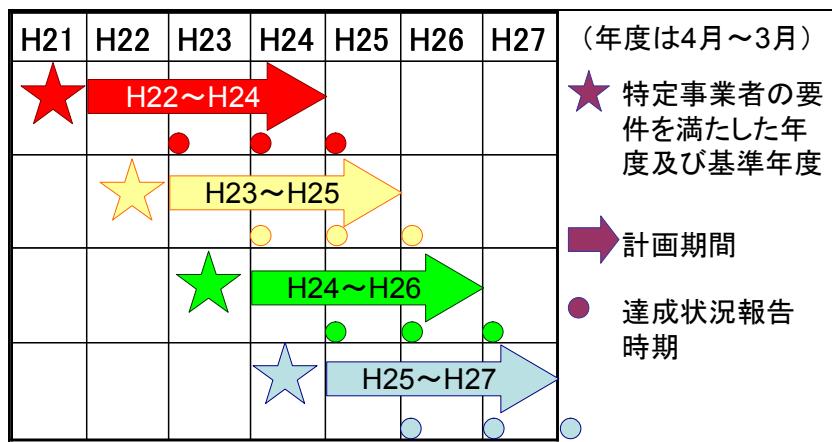
取組計画作成・提出等の流れは、下記のとおりです。

取組計画は、3年分を初年度7月末まで（平成22年度に限り11月末まで）に作成・提出してください。達成状況報告は、年度ごとに翌年度7月末までに作成・提出してください。

なお、改正省エネ法と異なり、事業者から県へエネルギー使用状況の届出は必要ありませんし、県から特定事業者の指定もありません。



計画期間と達成状況報告時期の関係は下記のとおりです（平成28年度以降は略）。



下記の変更があった際には、変更計画の提出をお願いします。変更時の提出書類は、取組計画作成時と同じです。

- (1) 工場等の新たな設置や廃止があった場合
- (2) 温室効果ガス総排出量に関する目標を変更する場合



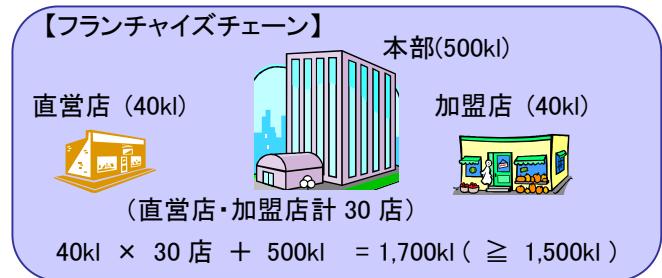
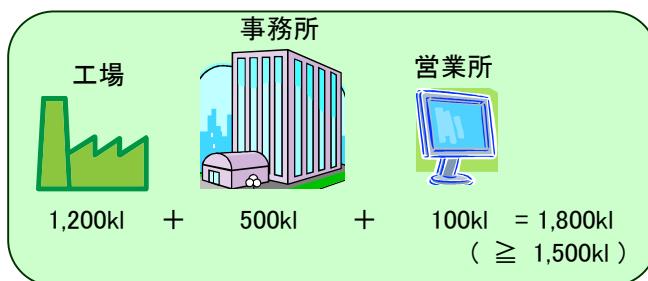
5 取組計画作成・提出等の対象者(特定事業者とは?)

取組計画作成・提出の対象者は次の表のとおりです。

特定事業者	計画作成・提出等を義務付けています。
特定事業者以外の事業者	計画作成・提出等を義務付けていません。 自主的に計画作成・提出される場合は、公表対象となります。

条例での特定事業者の定義は下記のとおりです。取扱は改正省エネ法と同様ですが、鳥取県内に有する工場等、鳥取県内で保有する自動車が対象範囲となります。

- (1) 鳥取県内に有するすべての工場・事務所等の原油換算エネルギー使用量が、前年度 1,500kL 以上の事業者 (改正省エネ法に規定されるフランチャイズチェーンも含む。)
- (2) 鳥取県内での前年度末時点での自動車等保有台数が次のいずれかに該当する自動車運送事業者
 - ・貨物自動車運送事業法に基づくトラックを 200 台以上保有
 - ・道路運送法に基づくバスを 200 台以上保有
 - ・道路運送法に基づくタクシーを 350 台以上保有



【年間のエネルギー使用量が1,500kL以上となる事業者の目安】

小売店舗	延べ床面積 約 3 万m ² 程度	コンビニエンスストア	30~40店舗 程度
オフィス・事務所	電力使用量 約600万kWh/年程度	ファーストフード店	25店舗 程度
ホテル	客室数 300~400室 程度	ファミリーレストラン	15店舗 程度
病院	病床数 500~600床 程度	フィットネスクラブ	8店舗 程度

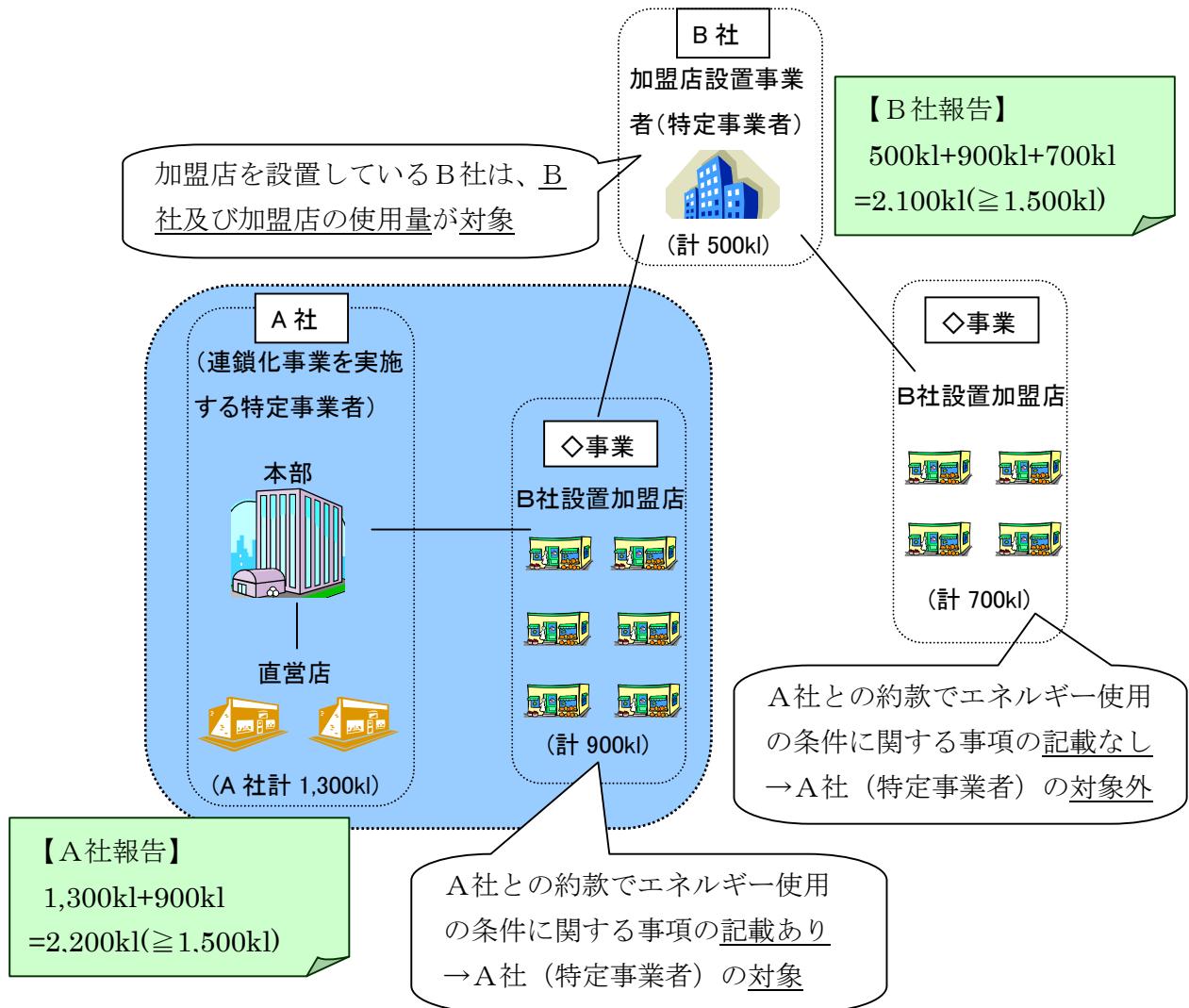
(注) 事業所の立地条件(所在地等)や施設の構成(シティホテルとビジネスホテル、総合病院と療養型病院)等によって異なるため、一般的な目安として例示しています。

(出典:『改正省エネ法の概要 2010』(資源エネルギー庁))



【フランチャイズチェーン事業について】

フランチャイズチェーンの加盟店については、本部と加盟店との約款等にエネルギー使用の条件に関する事項（エネルギー使用状況報告等）が記載されている加盟店が対象となります。



エネルギー使用の条件に関する事項は下記の（1）及び（2）です。

- (1) 本部が加盟店に対し、エネルギーの使用の状況を報告させることができること。
- (2) 加盟店の設備に関し、次のア～エのいずれかを指定していること。
 - ア 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
 - イ 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
 - ウ 照明器具の機種、性能又は使用方法
 - エ 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

(出典：『改正省エネ法の概要 2010』(資源エネルギー庁))



6 原油換算エネルギー使用量の算出方法

原油換算エネルギー使用量の算出方法は、改正省エネ法と同じです。条例では、鳥取県内の工場等が対象となります。

- (1) 鳥取県内に有するすべての工場・事務所等で使用した燃料、熱、電気ごとの年間使用量を集計（電気・ガスは、毎月の検針票に示される使用量）。
- (2) (1)で集計した使用量に、燃料、熱、電気ごとの換算係数を乗じ、熱量 (GJ) を算出。
- (3) 燃料、熱、電気ごとの熱量 (GJ) を合計し、合計使用熱量 (GJ) を算出。
- (4) (3)の合計使用熱量 (GJ) に 0.0258 (kl/GJ) を乗じ、原油換算エネルギー使用量 (kl) を算出。

エネルギーの種類		使用量		換算係数	
		単位	数値	熱量 GJ	数値
燃料及び熱	原油	kl		38.2	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl		35.3	GJ/kl
	揮発油(ガソリン)	kl		34.6	GJ/kl
	ナフサ	kl		33.6	GJ/kl
	灯油	kl		36.7	GJ/kl
	軽油	kl		37.7	GJ/kl
	A重油	kl		39.1	GJ/kl
	B・C重油	kl		41.9	GJ/kl
	石油アスファルト	t		40.9	GJ/t
	石油コークス	t		29.9	GJ/t
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9	GJ/千m ³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	54.6	GJ/t
	その他可燃性天然ガス	千m ³		43.5	GJ/千m ³
	石炭	原料炭	t	29.0	GJ/t
		一般炭	t	25.7	GJ/t
		無煙炭	t	26.9	GJ/t
		石炭コークス	t	29.4	GJ/t
		コールタール	t	37.3	GJ/t
		コークス炉ガス	千m ³	21.1	GJ/千m ³
		高炉ガス	千m ³	3.41	GJ/千m ³
		転炉ガス	千m ³	8.41	GJ/千m ³
	その他の燃料	都市ガス 13A	千m ³	46.0	GJ/千m ³
		*			GJ/*
		**			GJ/**
		産業用蒸気	GJ	1.02	
		産業用以外の蒸気	GJ	1.36	
		温水	GJ	1.36	
		冷水	GJ	1.36	
		小計①			
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh	9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	GJ/千kWh
		自家発電	千kWh ()		GJ/千kWh
		小計②	千kWh		
合 計 GJ (③=①+②)				この数字が1,500以上であれば、県条例の「特定事業者」となります。	
原油換算 kl				0.0258	kl/GJ
特定事業者(特定連鎖化事業者)		1,500kl以上		判定	入力待ち
指定なし		1,500 kl未満		届出様式	-----
届出様式については省エネ法の内容です。県条例には関係ありません。					

中国経済産業局、
 (財)省エネルギーセンター等のホームページに掲載されているエクセルファイアルを御利用ください
 (内容は同じです)。
 条例のホームページからもリンクしています。

<http://www.chugo.ku.meti.go.jp/topics/energy/kanikeisan.xls>

http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls



7 条例と法律の比較

条例、改正省エネ法及び平成20年度に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」を比較すると次の表のとおりです。

	鳥取県地球温暖化対策条例	エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正省エネ法)	地球温暖化対策の推進に関する法律
対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県内の工場等の原油換算エネルギー使用量が、前年度1,500k1以上(フランチャイズチェーン含む) 前年度末時点でトラック若しくはバスを200台以上、又はタクシーを350台以上保有 	<ul style="list-style-type: none"> 全国の工場等の原油換算エネルギー使用量が、前年度1,500k1以上(フランチャイズチェーン含む)(工場・事業場) ※輸送事業者他の要件は略しています 	<ul style="list-style-type: none"> 改正省エネ法の報告対象者 算定対象の事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに<u>全ての</u>事業所の排出量合計がCO2換算で3,000トン以上かつ、事業者全体で常時使用する従業員が21人以上の事業者他
エネルギー使用状況の届出および特定事業者等の指定	－(規定なし)	○(規定あり)	－(規定なし)
エネルギー管理者等の選任及び届出	－(規定なし)	○(規定あり)	－(規定なし)
対象となる温室効果ガス	エネルギー起源のCO2	エネルギー起源のCO2	CO2を含む6種類の温室効果ガス
努力目標	－(規定なし)	○(事業者ごとに原単位年平均1%以上の低減、業種ごとのベンチマーク)	－(規定なし)
計画書の作成・提出	○(取組計画書)	○(中長期計画書)	－(規定なし)
報告書の作成・提出	○(達成状況報告書)	○(定期報告書)	○(温室効果ガス算定期排量の報告書)
計画書・報告書公表	○(規定あり)	－(規定なし)	○(規定あり)

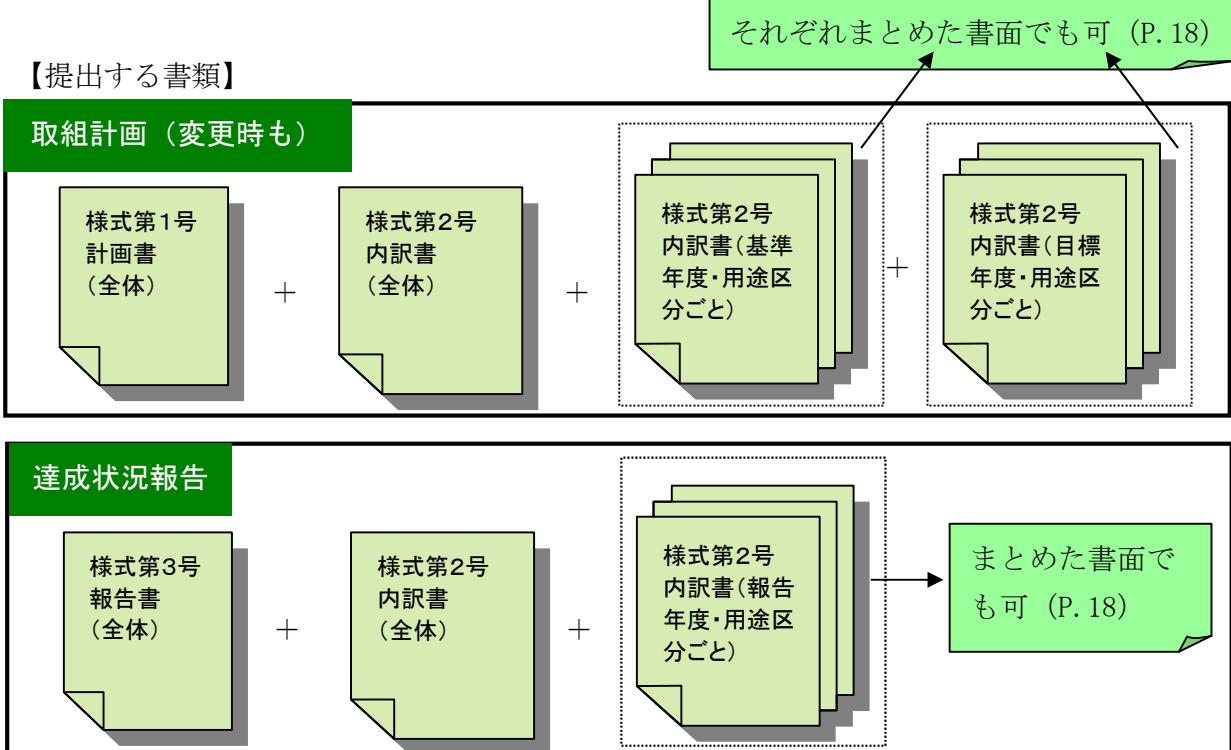


8 計画書等の記載例

次ページから、様式第1号（事業者取組計画書）、様式第2号（温室効果ガス排出量内訳書）及び様式第3号事業者（達成状況報告書）の記載例を示しています。

- 改正省エネ法の努力目標（事業者ごとに原単位年平均1%以上の低減）や東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の総量削減義務（事業所ごとに5年間で6～8%の温室効果ガス排出量削減）のような数値の設定は、この条例においては行っていません。ただし、計画書や報告書に記載された取組が十分でないと認める場合には必要な措置を講ずるよう県が指導する場合があります。
- 記載例の削減目標は、簡単な数字（5%）で「温室効果ガスの排出量等」（総排出量）も「原単位当たりの温室効果ガスの排出量等」も減少していますが、減少しなければならないものでも、5%でなければならないものではありません。各社の活動状況等に応じた目標を設定してください。
- 計画書、報告書等の提出先は下記のとおりです。提出部数は1部（正本）です。郵送又は直接持参をお願いします。提出前に県の確認を希望される場合は、ファイルを電子メールで送られるか、県にお尋ねください。

【提出する書類】



【取組計画・達成状況報告の提出先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地（郵便番号を記載すれば住所を省略できます）
鳥取県 生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当
電話：0857-26-7875 ファクシミリ：0857-26-8194
電子メール：kankyourikken@pref.tottori.jp



様式第1号（第5条、第7条関係）

公表対象です

（原油換算エネルギー使用量が1,500kI以上の方の記入例）
事業者取組計画書

提出年月日を御記入
ください

平成22年7月1日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県知事あてにお願
いします

届出者

住所

本社の住所・氏名を記入してくだ
さい

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

代表者職印を押
してください

特定事業者の新規作成は第8条第1項、変
更は第8条第4項
特定事業者以外の事業者の新規作成は第
9条第1項、変更第9条第3項です

氏名

鳥取県株式会社

代表取締役 鳥取 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県
株式会社
代表取締役

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次
のとおり提出します。

該当の条・項以外は消してください（説明の
ため取消線で消しています）

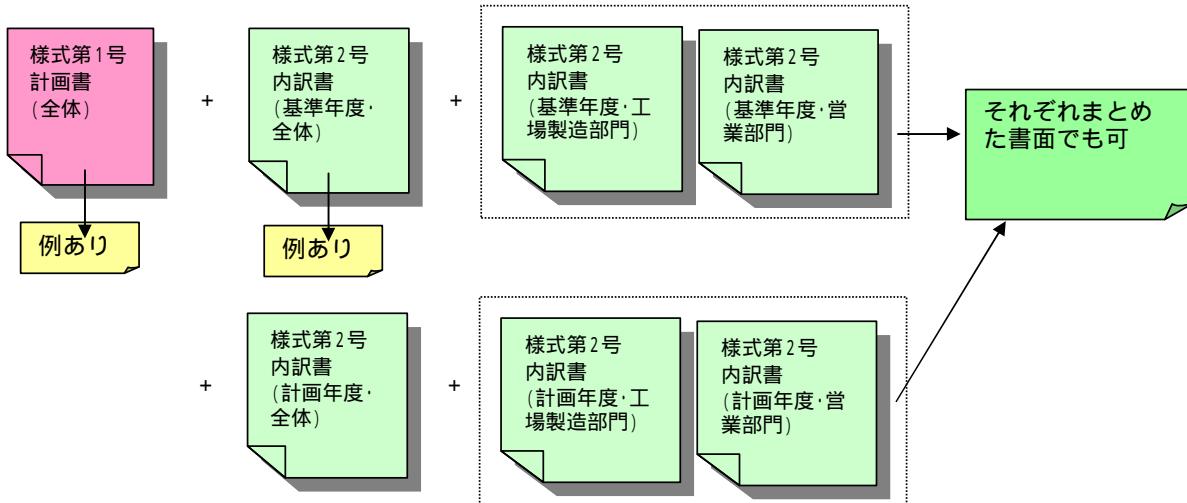
規則第4条第1号は原油換算
1,500kI以上の事業者、同条
第2号はフランチャイズ加盟店を合わせて1,500kI以上と
なる事業者、同条第3号はト
ラック、バス、タクシーの台
数が一定以上の事業者です

住所（主たる事 業所の所在地）	鳥取県鳥取市東町一丁目220番地		
氏名（名称及び 代表者の氏名）	鳥取県株式会社 日本標準産業分類の中分類 を記入してください 代表取締役 鳥取 太郎		
主たる業種	19 ゴム製品製造業		
該当する 事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者		
計画期間	平成22年4月 ~ 平成25年3月		
温室効果ガス の排出量等	基準年度は計画期間の初年 度の前年度です 基準年度（実績） (平成21) 年度 (二酸化炭素換算) 排出量 (1) 2,495.6 t		
	目標年度（計画） (平成24) 年度 (二酸化炭素換算) 2,370.8 t		
	計画期間は3か年（年度）です 目標年度は計画 最終年度（3年 目）です		
原単位当たり の温室効果ガス 排出量等	用途区分	原単位の 指標	内訳書
欄が不足す る場合、行 を追加して ください	工場製造部門 (鳥取工場)	二酸化炭素換算 生産額	基準年度（実績） 498.7 t-CO2/億円
	営業部門（米 子営業所）	二酸化炭素換算 延床面積	目標年度（計画） 473.8 t-CO2/億円
		二酸化炭素換算	5.0 % 当社の環境計画では、2000年～2020年で50%削減を目指としており、こ れをもとに数値を設定した。
原単位の目標 設定の考え方	生産額及び延床面積を原単位として、各5%の温室効果ガス排出量の削減 を目指す。		
寄与的取組	取組区分	目標年度（計画）	
	再生可能エネルギーの利用 による電力又は熱の供給	電力又は 熱の売電 (熱供給量)	実数値 kWh GJ
	再生可能エネルギーの利用 による二酸化炭素の排出削 減の量等を表すものの購入	二酸化炭素換算の削減量 t t グリーン電力証書、グ リーン熱証書、J-VER、 国内クレジット	
	森林保全による二酸化炭素 の吸収量を表すものの購入	J-VER	- 10 t
	電気、ガスその他のエネル ギーの使用の合理化による 二酸化炭素の排出削減の量 等を表すものの購入	国内クレジット	t
	削減量等合計 (2)		10 t

差引排出量(1)-(2)	基準年度(実績)		目標年度(計画)	増減率(計画)		
		2,495.6 t	2,360.8 t	5.4 %		
推進体制	各所属において環境推進員(各所属長)を置くとともに、当社環境計画の策定及び見直し、実施状況等の点検、評価を行う委員会を設置している。					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画 欄が不足する場合、行を追加してください	年度	設備、対象、工程等	内容			
	平成22～24	工場製造部門	5年計画で主要な動力設備を省エネ型に転換するとともに、工場内の照明をLEDに切り替え10%以上電力使用量を削減する。			
	平成22～24	営業部門	営業所内の照明の60%をLEDに切り替える。			
	平成23	営業部門	省エネ効率の高い電気機器を導入する。			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	社内で「ノーレジ袋・マイバッグ推進」に取り組んでおり、全社員が社内の売店利用時にはマイバッグを使用している。 業務における温室効果ガス削減の取組以外の社会貢献活動の内容、又は計画を自由に御記入ください					
特記事項	全国省エネ大賞を受賞した。 その他アピール事項等があれば自由に御記入ください					

- 注1 該当するには、レ印を記入してください。
- 2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
- 3 本計画書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
- 4 主たる業種には、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
- 5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
- 6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。
- 7 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用などを記入してください。

【この社が提出する書類】



様式第2号(第5条、第7条関係)

(原油換算エネルギー使用量が
1,500kI以上の方の記入例 - 全体)

温室効果ガス排出量内訳書

この例は事業者全体のもの

この内訳書は、基準年度、目標年度そ
れぞれについて、用途区分(工場等)
ごとに作成してください。なお、用途
区分ごとの数値がわかれれば、本様式で
なくても構いません

事業者名	鳥取県株式会社					
工場等の主たる用途	<input checked="" type="checkbox"/> 工場 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 教育施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 運輸 <input type="checkbox"/> 通信施設 <input type="checkbox"/> 上下水道 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理 その他()					
提出書類の区分	年度					
<input checked="" type="checkbox"/> 事業者取組計画書 <input type="checkbox"/> 事業者達成状況報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 基準年度(実績)(平成21年度) <input type="checkbox"/> 目標年度(計画)(平成 年度) <input type="checkbox"/> 報告年度(実績)(平成 年度)					
温室効果ガス排出量						
燃料	エネルギー種別	単位	実数値	原油換算数量 (キロリットル)	数量(トン)	
	揮発油(ガソリン)	キロリットル				
	灯油	キロリットル				
	軽油	キロリットル				
	A重油	キロリットル				
	液化石油ガス(LPG)	()				
	液化天然ガス(LNG)	()				
	都市ガス(CNGを含む。)	千立方メートル	533.0	633.3	1,242.0	
	産業用蒸気	ギガジュール				
	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水	ギガジュール				
上記以外のエネルギー	() ()					
	行が足りなければ追加してください					
小計	-	-	633.3	1,242.0		
蒸気、温水、冷水の供給元						
電気	一般電気事業者	昼間買電	千キロワット時	2,502.3	643.7	1,253.7
		夜間買電	千キロワット時			
	その他	上記以外の買電	()			
		自家発電	()			
		小計	-	-	643.7	1,253.7
合計	トラック等が一定台数以上の事業者はこちらに台数を記入してください	-	-	1,276.9	2,495.6	
車両	年度末使用車両数	台	トラック		クシー	

注 1 該当するには、レ印を記入してください。

2 本内訳書における原油換算数量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条に規定する原油の数量への換算の方法により算定した量をいいます。

3 本内訳書における二酸化炭素換算数量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。

4 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。

5 燃料、蒸気、温水、冷水、電気等を販売している場合は、それに該当する数量を差し引いた実数値を記入してください。

6 産業用蒸気とは、熱供給事業者以外から供給を受ける蒸気をいいます。

7 一般電気事業者からの買電で、昼夜別契約をしていない場合は、全量昼間買電として計算してください。

8 自家発電分は、実数値のみを記載してください。

9 複数の工場等がある場合には、工場ごとに作成した本内訳書又は工場等ごとの燃料、電気及び車両の実数値を記載した書面を添付してください。

様式第2号(第5条、第7条関係)

(原油換算エネルギー使用量が1,500kL 温室効果ガス排出量内訳書
以上の方の記入例 - 用途区分)

この例は工場製造部門

この内訳書は、基準年度、目標年度それぞれについて、用途区分ごとに作成してください。なお、用途区分ごとの数値がわかるものであれば、本様式でなくても構いません。

事業者名	鳥取県株式会社(工場製造部門)					
工場等の主たる用途	<input checked="" type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 教育施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 運輸 <input type="checkbox"/> 通信施設 <input type="checkbox"/> 上下水道 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理 その他()					
提出書類の区分	年度					
<input checked="" type="checkbox"/> 事業者取組計画書 <input type="checkbox"/> 事業者達成状況報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 基準年度(実績)(平成21年度) <input type="checkbox"/> 目標年度(計画)(平成 年度) <input type="checkbox"/> 報告年度(実績)(平成 年度)					
温室効果ガス排出量						
燃料	エネルギー種別	単位	実数値	原油換算数量 (キロリットル)	数量(トン)	
	揮発油(ガソリン)	キロリットル				
	灯油	キロリットル				
	軽油	キロリットル				
	A重油	キロリットル				
	液化石油ガス(LPG)	()				
	液化天然ガス(LNG)	()				
	都市ガス(CNGを含む。)	千立方メートル	533.0	633.3	1,242.0	
	産業用蒸気	ギガジュール				
	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水	ギガジュール				
上記以外のエネルギー	() ()					
	() ()					
	() ()					
	小計	-	-	633.3	1,242.0	
蒸気、温水、冷水の供給元						
電気	一般電気事業者	昼間買電	千キロワット時	2,498.3	642.6	1,251.6
		夜間買電	千キロワット時			
	その他	上記以外の買電	()			
		自家発電	()			
		小計	-	-	642.6	1,251.6
	合計	-	-	1,275.9	2,493.6	
車両	年度末使用車両数	台	トラック	バス	タクシー	

- 注 1 該当するには、レ印を記入してください。
- 2 本内訳書における原油換算数量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条に規定する原油の数量への換算の方法により算定した量をいいます。
- 3 本内訳書における二酸化炭素換算数量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
- 4 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
- 5 燃料、蒸気、温水、冷水、電気等を販売している場合は、それに該当する数量を差し引いた実数値を記入してください。
- 6 産業用蒸気とは、熱供給事業者以外から供給を受ける蒸気をいいます。
- 7 一般電気事業者からの買電で、昼夜別契約をしていない場合は、全量昼間買電として計算してください。
- 8 自家発電分は、実数値のみを記載してください。
- 9 複数の工場等がある場合には、工場ごとに作成した本内訳書又は工場等ごとの燃料、電気及び車両の実数値を記載した書面を添付してください。

様式第1号（第5条、第7条関係）

（トラック、バス、タクシーを一定台数以上保有する方の記入例）

公表対象です

事業者取組計画書

提出年月日を御記入ください

平成22年7月1日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県知事あてにお願いします

届出者

住所

本社の住所・氏名を記入してください

鳥取県鳥取市東町一丁目300番地

特定事業者の新規作成は第8条第1項、変更は第8条第4項、
特定事業者以外の事業者の新規作成は第9条第1項、変更第9条第3項です

氏名

鳥取運送株式会社

代表取締役 鳥取 花子

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代表者職印を押してください

鳥取運送
株式会社
代表取締役

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

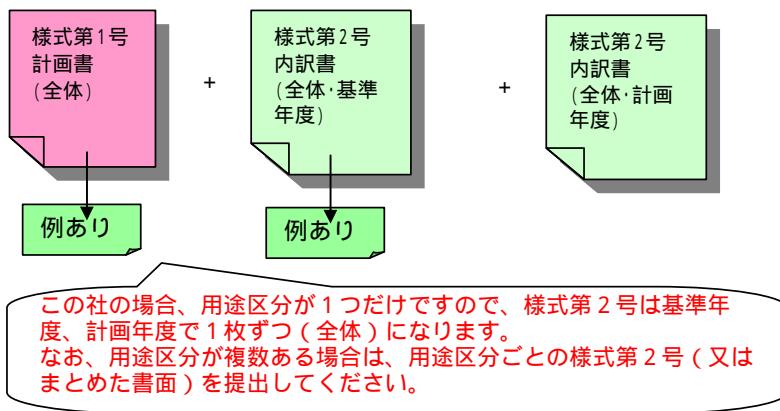
該当の条・項以外は消してください（説明のため取消線で消しています）

規則第4条第1号は原油換算1,500t以上の事業者、同条第2号はフランチャイズ加盟店を合わせて1,500t以上となる事業者、同条第3号はトラック、バス、タクシーの台数が一定以上の事業者です

住所（主たる事業所の所在地）	鳥取県鳥取市東町一丁目300番地		
氏名（名称及び代表者の氏名）	鳥取運送株式会社 代表取締役 鳥取 花子		
主たる業種	44 道路貨物運送業		
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者		
計画期間	平成22年4月 ~ 平成25年3月		
温室効果ガスの排出量等	基準年度は計画期間の初年度の前年度です 基準年度（実績） （平成21）年度 （二酸化炭素換算）		
原則として総排出量と原単位の両方を記載してください	排出量（1）	6,600.5 t	目標年度（計画） （平成24）年度 （二酸化炭素換算） 6,270.5 t 5.0 %
欄が不足する場合、行を追加してください	目標設定の考え方	当社の環境計画では、2010年～2015年で8%削減を目標としており、これをもとに数値を設定した。	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	内訳書 基準年度（実績） 目標年度（計画） 増減率
	車両部門（トラック）	二酸化炭素換算 走行キロ	0.524 t-CO2/千km 0.498 t-CO2/千km 5.0 %
		二酸化炭素換算	二酸化炭素換算排出量を分子、設定した指標を単位として記入してください
		二酸化炭素換算	%
	原単位の目標設定の考え方	車両部門は走行キロ、事務部門は延床面積を原単位として目標を設定する。	
寄与的取組	取組区分	目標年度（計画）	
	再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	電力又は熱の売電 (熱供給量)	実数値 kWh GJ t t
	再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	グリーン電力証書、グリーン熱証書、J-VER、国内クレジット	t
	森林保全による二酸化炭素の吸収量を表すものの購入	J-VER	- 10 t
	電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	国内クレジット	t
	削減量等合計（2）		10 t

差引排出量(1)-(2)		基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)
推進体制		6,600.5 t	6,260.5 t	5.2 %
	当社環境計画の策定及び見直し、実施状況等の点検、評価を行う専門委員会を設置するとともに、営業所ごとに班長が毎朝エコドライブ宣言を読み上げる。			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画 欄が不足する場合、行を追加してください	年度	設備、対象、工程等	内容	
	平成22～24	トラック事業部門	アイドリングストップ等のエコドライブ実施と環境性能の高い車両（年度燃費基準達成車）への入れ替えを行う。	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「とっとり共生の森」に参画し、年に2回、智頭町の森林保全活動を行っている。また、鳥取市内の自動車学校が合同で行うエコドライブ講習会の運営等に協力している。 業務における温室効果ガス削減の取組以外の社会貢献活動の内容、又は計画を自由に御記入ください			
特記事項	その他アピール事項等があれば自由に御記入ください			

- 注1 該当するには、レ印を記入してください。
- 2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
- 3 本計画書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
- 4 主たる業種には、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
- 5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
- 6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。
- 7 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用などを記入してください。



様式第2号（第5条、第7条関係）

（トラック、バス、タクシーを一定台数以上保有する方の記入例 - 全体） 温室効果ガス排出量内訳書

この例は事業者全体

この内訳書は、基準年度、目標年度それぞれについて、用途区分ごとに作成してください。なお、用途区分ごとの数値がわかるものであれば、本様式でなくても構いません。

事業者名	鳥取運送株式会社					
工場等の主たる用途	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 教育施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input checked="" type="checkbox"/> 運輸 <input type="checkbox"/> 通信施設 <input type="checkbox"/> 上下水道 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理 その他()					
提出書類の区分	年度					
<input checked="" type="checkbox"/> 事業者取組計画書 <input type="checkbox"/> 事業者達成状況報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 基準年度（実績）（平成21年度） <input type="checkbox"/> 目標年度（計画）（平成 年度） <input type="checkbox"/> 報告年度（実績）（平成 年度）					
温室効果ガス排出量						
燃料	エネルギー種別	単位	実数値	原油換算数量 (キロリットル)	数量(トフ)	
	揮発油(ガソリン)	トラック等で使用した燃料の実数値、事務所等で使用した燃料・電気の実数値を入れてください				
	灯油					
	軽油	公表しません	キロリットル	2,520.0	2,451.1	6,514.1
	A重油		キロリットル			
	液化石油ガス(LPG)	(
	液化天然ガス(LNG)	(
	都市ガス(CNGを含む。)	千立方メートル				
	産業用蒸気	ギガジュール				
	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水	ギガジュール				
上記以外のエネルギー	() ()					
	行が足りなければ追加してください					トラック210台、6万km/台・年、燃費5 km/lと仮定
	小計	-	-	2,451.1	6,514.1	
蒸気、温水、冷水の供給元						
電気	一般電気事業者	昼間買電	千キロワット時			
		夜間買電	千キロワット時			
	その他	上記以外の買電	()			
		自家発電	()			
		小計	-	-		
合計						
車両	年度末使用車両数	台	トラック	210	この数字がこの事業所の二酸化炭素換算数量となります	

注 1 該当するには、レ印を記入してください。

2 本内訳書における原油換算数量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条に規定する原油の数量への換算の方法により算定した量をいいます。

3 本内訳書における二酸化炭素換算数量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。

4 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。

5 燃料、蒸気、温水、冷水、電気等を販売している場合は、それに該当する数量を差し引いた実数値を記入してください。

6 産業用蒸気とは、熱供給事業者以外から供給を受ける蒸気をいいます。

7 一般電気事業者からの買電で、昼夜別契約をしていない場合は、全量昼間買電として計算してください。

8 自家発電分は、実数値のみを記載してください。

9 複数の工場等がある場合には、工場ごとに作成した本内訳書又は工場等ごとの燃料、電気及び車両の実数値を記載した書面を添付してください。

(用途区分(工場等)ごとの実数値を示す書面の例 / 任意様式)

公表しません

エネルギー種別の実数値内訳表

事業者名、提出書類の区分と年度は必ず記載してください。

鳥取県株式会社

事業者取組計画書(又は事業者達成状況報告書)

基準年度(又は目標年度、報告年度)(平成21年度)

エネルギー種別の実数値							
	種別	用途区分1(工場 製造部門)	用途区分2(営業 部門)	用途区分3()	用途区分4()	実数値の計	単位
	揮発油(ガソリン)						
	灯油						
	軽油						
	A重油						
	液化石油ガス(LPG)						
	液化天然ガス(LNG)						
燃料	都市ガス(CNGを含む。)		533				533 千m ³
	産業用蒸気						
	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水						
	()						
	()						
	()						
	小計						
	蒸気、温水、冷水の供給元						
電気	一般電気事業者(昼間買電)	2,498.3	4.0			2,502.3	千kWh
	一般電気事業者(夜間買電)						
	その他(上記以外の買電)						
	その他(自家発電)						
	小計						

車両	年度末使用車両数(トラック)						台
	年度末使用車両数(バス)						台
	年度末使用車両数(タクシー)						台

種別	原油換算数量			二酸化炭素換算数量		数量(トン)
	換算係数(数量)	換算係数(単位)	数量(キロリットル)	排出係数(数量)	排出係数(単位)	
揮発油(ガソリン)						
灯油						
軽油						
A重油						
液化石油ガス(LPG)						
液化天然ガス(LNG)						
燃料	都市ガス(CNGを含む。)	46.05 GJ/千m ³	633.3	0.0136 tCO ₂ /GJ	1,224.0	
	産業用蒸気					
	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水					
	()					
	()					
	()					
	小計	-	-	-		
	蒸気、温水、冷水の供給元					
電気	一般電気事業者(昼間買電)	9.97 GJ/千kWh	643.7	0.496 tCO ₂ /千kWh	1,241.1	
	一般電気事業者(夜間買電)					
	その他(上記以外の買電)					
	その他(自家発電)					
	小計	-	-	1,276.9	-	2,465.1

様式第3号(第8条関係)

(記入例)
事業者達成状況報告書

公表対象です

提出年月日を御記入ください

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県知事あてにお願いします

特定事業者の報告は第8条第5項、
特定事業者以外の事業者の報告は第9条
第3項です

届出者 住所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

氏名

鳥取県株式会社
代表取締役 鳥取 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

平成23年7月7日

代表者職印を押してください

鳥取県
株式会社
代表取締役

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第5項(第9条第3項)の規定により次のとおり提出します。

住所(主たる事業所の所在地)	鳥取県鳥取市東町一丁目220番地			該当の条・項以外は消してください(説明のため取消線で消しています)			
氏名(名称及び代表者の氏名)	鳥取県株式会社 代表取締役 鳥取 太郎			日本標準産業分類の中分類を記入してください			
主たる業種 該当する事業者要件	19ゴム製品製造業 <input checked="" type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者			規則第4条第1号は原油換算1,500t以上の事業者、同条第2号はフランチャイズ加盟店を合わせて1,500t以上となる事業者、同条第3号はトラック、バス、タクシーの台数が一定以上の事業者です			
計画期間	平成22年4月 ~ 平成25年3月			3か年です 基準年度、目標年度は計画書と同じです。 報告年度とその実績を記載してください。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成21)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) (平成24)年度 (二酸化炭素換算)	増減率	報告年度(実績) (平成22)年度 (二酸化炭素換算)		
	排出量(1)	2,495.6 t	2,370.8 t	5.0 %	2,458.2 t	1.5 %	
実績に対する自己評価	省エネ型設備への転換と高効率照明への入れ替えにより原単位当たりの排出量が2%減少したが、生産量が増加したため、総量では1%の温室効果ガス排出量の削減となった。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率	報告年度(実績)	増減率
	工場製造部門 (鳥取工場)	二酸化炭素換算 生産高	498.7 t-CO2/億円	473.8 t-CO2/億円	5.0 %	491.2 t-CO2/億円	1.5 %
	営業部門(米子営業所)	二酸化炭素換算 延床面積	0.02 t-CO2/m ²	0.019 t-CO2/m ²	5.0 %	0.0197 t-CO2/億円	1.5 %
実績に対する自己評価	二酸化炭素換算排出量を分子、設定した指標を単位として記入してください					%	%
寄与的取組	取組区分	目標年度(計画)		報告年度(実績)			
		実数値	二酸化炭素換算の削減量	実数値	二酸化炭素換算の削減量		
再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	(売電量)	kWh	t	(売電量)	kWh	t	
	(熱供給量)	GJ	t	(熱供給量)	GJ	t	
	(購入量)		t	-	-	t	
	(購入量)		t	(購入量)	kWh	t	
	(購入量)		t	(購入量)	GJ	t	
	削減量等合計(2)		10 t				2 t
差引排出量(1)-(2)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	報告年度(実績)	増減率(実績)		
	2,495.6 t	2,360.8 t	5.4 %	2,458 t	3.5 %		
推進体制	各所属における本計画の推進を行う責任者を環境推進員(各所属長)、各所属における本計画の推進のため環境推進員を補佐する者を率先行動担当者とした。当社環境管理推進計画の策定及び見直し、実施状況等の点検、評価を行う委員会を設置し、各部代表課及び関係課で構成し、ISO管理課を事務局として進めた。						
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	計画とありますが、計画ではなく状況(実績や今後の計画)を記載してください。						
	年度	設備、対象、工程等	内容				
	平成22	工場製造部門	動力設備 台を省エネ型に転換した。				
	平成22	営業部門	営業所内の10%の照明をLEDに切り替えた。				

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<p>3年前から社内で「ノーレジ袋・マイバッグ推進」を取り組んでおり、全社員が社内の売店利用時にはマイバッグを使用してきた。今年は、社員の家庭生活での買い物にも積極的にマイバッグを使うよう取り組むとともに社のロゴ入りマイバッグを全社員に配布した。</p> <p style="text-align: center;">業務における温室効果ガス削減の取組以外の社会貢献活動の内容、又は計画を自由に御記入ください</p>
特記事項	<p>全国省エネ大賞を2年連続で受賞した。</p> <p style="text-align: center;">その他記載事項があれば自由に御記入ください</p>

注1 該当するには、レ印を記入してください。

2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2 第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいえます。

3 本計画書は鳥取県内における事業活動について記載してください。

4 主たる業種には、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。

5 「基準年度」とは計画期間の前年度、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいえます。

6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。

7 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用などを記入してください。

【この社が提出する書類】



原油換算数量の換算係数及び二酸化炭素換算数量の排出係数について

原油換算数量(キロリットル)の換算方法

- エネルギー種別の実数値×換算係数を計算します（計算結果を「発熱量」という）。発熱量の単位はギガジュール（GJ）となるよう実数値、換算係数の単位を設定してください。
- 1で算出した発熱量（GJ）に0.0258（キロリットル/GJ）をかけたものが、原油換算数量（キロリットル）となります。
- 例えば灯油の原油換算数量（キロリットル）を計算する場合、
灯油の実数値（キロリットル）×換算係数（GJ/キロリットル）×0.0258（キロリットル/GJ）
となります。

二酸化炭素換算数量(トン)の換算方法

- エネルギー種別の実数値×換算係数により発熱量を計算します。
- 1で算出した発熱量（GJ）に排出係数と44/12をかけたものが二酸化炭素換算数量（tCO₂）となります。
- 例えば灯油の二酸化炭素換算数量（tCO₂）を計算する場合、
灯油の実数値（キロリットル）×換算係数（GJ/キロリットル）×排出係数（tC/GJ）×44/12（CO₂の分子量/Cの分子量）
となります。

【換算係数・排出係数一覧(様式第2号に示す燃料及び電気)】

	エネルギー種別	換算係数		排出係数	
		数量	単位	数量	単位
燃料	揮発油(ガソリン)	34.6	GJ/キロリットル	0.0183	tC/GJ
	灯油	36.7	GJ/キロリットル	0.0185	tC/GJ
	軽油	37.7	GJ/キロリットル	0.0187	tC/GJ
	A重油	39.1	GJ/キロリットル	0.0189	tC/GJ
	液化石油ガス(LPG)	50.8	GJ/t	0.0161	tC/GJ
	液化天然ガス(LNG)	54.6	GJ/t	0.0135	tC/GJ
	都市ガス(CNGを含む。)	46.04655	GJ/千m ³	0.0136	tC/GJ
	産業用蒸気	1.02	—	0.060	tCO ₂ /GJ
電気	一般電気事業者	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水	1.36	—	0.057 tCO ₂ /GJ
		昼間買電	9.970	GJ/千kWh	※ tCO ₂ /kWh
		夜間買電	9.280	GJ/千kWh	※ tCO ₂ /kWh

※電気の排出係数は、次の数値を使用してください。

- 電気事業者から供給された電気を使用している場合は、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数（調整後係数をお使いください）
- 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合は、1に相当する排出係数で、実測等に基づく適切な排出係数
- 1及び2の方法で算定できない場合は、1又は2の排出係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数

平成25年度実績 電気事業者別実排出係数（平成26年12月5日発表）

中国電力株式会社 0.717tCO₂/千kWh（調整後）、0.719tCO₂/千kWh（実排出係数）

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/h27_coefficient.pdf

【換算係数・排出係数一覧(様式第2号に示していないが改正省エネ法様式で報告対象の燃料)】

	エネルギー種別	換算係数		排出係数	
		数量	単位	数量	単位
その他の主要な燃料	石炭コークス	29.4	GJ/t	0.0294	tC/GJ
	石油コークス	29.9	GJ/t	0.0254	tC/GJ
	コールタール	37.3	GJ/t	0.0209	tC/GJ
	石油アスファルト	40.9	GJ/t	0.0208	tC/GJ
	原油のうちコンデンセート (NGL)	35.3	GJ/キロリットル	0.0184	tC/GJ
	原油 (コンデンセート (NGL) を除く)	38.2	GJ/キロリットル	0.0187	tC/GJ
	ナフサ	33.6	GJ/キロリットル	0.0182	tC/GJ
	原料炭	29.0	GJ/キロリットル	0.0245	tC/GJ
	一般炭	25.7	GJ/キロリットル	0.0247	tC/GJ
	無煙炭	26.9	GJ/キロリットル	0.0254	tC/GJ
	B・C重油	41.9	GJ/キロリットル	0.0195	tC/GJ
	石油系炭化水素ガス	44.9	GJ/千m ³	0.0142	tC/GJ
	コークス炉ガス	21.1	GJ/千m ³	0.011	tC/GJ
	高炉ガス	3.41	GJ/千m ³	0.0263	tC/GJ
	転炉ガス	8.41	GJ/千m ³	0.0384	tC/GJ

(財)省エネルギーセンター、中国経済産業局ホームページからダウンロードできます

エネルギー使用量の簡易計算表

白地のセルに入力してください。

エネルギーの種類	使用量			換算係数	
	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位
原油	kL			38.2	GJ/kL
原油のうちコンデンセート(NGL)	kL			35.3	GJ/kL
揮発油(ガソリン)	kL			34.6	GJ/kL
ナフサ	kL			33.6	GJ/kL
灯油	kL			36.7	GJ/kL
軽油	kL			37.7	GJ/kL
A重油	kL			39.1	GJ/kL
B・C重油	kL			41.9	GJ/kL
石油アスファルト	t			40.9	GJ/t
石油コークス	t			29.9	GJ/t
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t		50.8	GJ/t
	石油系炭化水素ガス	千m ³		44.9	GJ/千m ³
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t		54.6	GJ/t
その他可燃性天然ガス	千m ³			43.5	GJ/千m ³
石炭	原料炭	t		29.0	GJ/t
	一般炭	t		25.7	GJ/t
	無煙炭	t		26.9	GJ/t
石炭コークス		t		29.4	GJ/t
コールタール		t		37.3	GJ/t
コークス炉ガス		千m ³		21.1	GJ/千m ³
高炉ガス		千m ³		3.41	GJ/千m ³
転炉ガス		千m ³		8.41	GJ/千m ³
その他の燃料	都市ガス 13A	千m ³		46.0	GJ/千m ³
		*			GJ/*
		**			GJ/**
産業用蒸気		GJ		1.02	(換算係数)
産業用以外の蒸気		GJ		1.36	
温水		GJ		1.36	
冷水		GJ		1.36	
小計					
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh		9.97 GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh		9.28 GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh		9.76 GJ/千kWh
		自家発電	千kWh	()	GJ/千kWh
小計		千kWh			
合計 GJ (= +)				この数字が1,500以上であれば、県条例の「特定事業者」となります。	
原油換算 kL				0.0258	kL/GJ
特定事業者(特定連鎖化事業者)		1,500kL以上	判定		入力待ち
指定なし		1,500 kL未満	届出様式		- - -
届出様式については省エネ法の内容です。県条例には関係ありません。					

日本標準産業分類(平成19年11月改定)

番号	業種名(中分類)	番号	業種名(中分類)
01	農業	51	織維・衣服等卸売業
02	林業	52	飲食料品卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	53	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
05	鉱業,採石業,砂利採取業	55	その他の卸売業
06	総合工事業	56	各種商品小売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	57	織物・衣服・身の回り品小売業
08	設備工事業	58	飲食料品小売業
09	食料品製造業	59	機械器具小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	60	その他の小売業
11	織維工業	61	無店舗小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	62	銀行業
13	家具・装備品製造業	63	協同組織金融業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	64	資金業,クレジットカード業等非預金信用機関
15	印刷・同関連業	65	金融商品取引業,商品先物取引業
16	化学工業	66	補助的金融業等
17	石油製品・石炭製品製造業	67	保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	68	不動産取引業
19	ゴム製品製造業	69	不動産賃貸業・管理業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	70	物品賃貸業
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
25	はん用機械器具製造業	75	宿泊業
26	生産用機械器具製造業	76	飲食店
27	業務用機械器具製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
29	電気機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
30	情報通信機械器具製造業	80	娯楽業
31	輸送用機械器具製造業	81	学校教育
32	その他の製造業	82	その他の教育,学習支援業
33	電気業	83	医療業
34	ガス業	84	保健衛生
35	熱供給業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
36	水道業	86	郵便局
37	通信業	87	協同組合(他に分類されないもの)
38	放送業	88	廃棄物処理業
39	情報サービス業	89	自動車整備業
40	インターネット附随サービス業	90	機械等修理業(別掲を除く)
41	映像・音声・文字情報制作業	91	職業紹介・労働者派遣業
42	鉄道業	92	その他の事業サービス業
43	道路旅客運送業	93	政治・経済・文化団体
44	道路貨物運送業	94	宗教
45	水運業	95	その他のサービス業
46	航空運輸業	96	外国公務
47	倉庫業	97	国家公務
48	運輸に附帯するサービス業	98	地方公務
49	郵便業(信書便事業を含む)	99	分類不能の産業
50	各種商品卸売業		

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>

9 鳥取県地球温暖化対策条例及び同条例施行規則

鳥取県地球温暖化対策条例 (平成21年鳥取県条例第36号)	鳥取県地球温暖化対策条例施行規則 (平成21年鳥取県規則第79号)
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進（第5条—第7条）</p> <p>第3章 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等（第8条—第11条）</p> <p>第4章 自動車等の使用に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第12条—第16条）</p> <p>第5章 電気機器等の使用等に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第17条・第18条）</p> <p>第6章 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第19条—第21条）</p> <p>第7章 雜則（第22条・第23条）</p> <p>附則</p> <p>　　第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を適切な水準に安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、市町村との連携及び協力を図りつつ、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第3条 県は、県内における事業活動及び生活行動（以下「事業活動等」という。）が地球温暖化に影響を及ぼしていることを踏まえ、事業者及び県民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う自主的な活動を促進する</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）で使用する用語の例による。</p>

ため、教育・学習活動の支援、広報啓発その他必要な措置を講ずるとともに、事業者及び県民に対し温室効果ガスの排出の抑制等に関する指導を行うなど、本県の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、自らの事務及び事業における温室効果ガスの排出の抑制等のため、率先して次条第2項各号に掲げる事項の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び県民の責務)

第4条 事業者及び県民は、事業活動等が地球温暖化に影響を及ぼしていることを認識し、その在り方を見直し、事業活動等における温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。）を自主的に行うよう努めるとともに、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力するものとする。

- 2 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、第3章から第6章までに定めるところによるほか、その事業活動等において、次に掲げる事項を実践するよう努めるものとする。

- (1) 廃棄物の発生を抑制するとともに、その再使用、再生利用その他廃棄物を削減するるために必要な対策を推進すること。
- (2) 太陽光その他の再生が可能なエネルギー（以下「再生可能エネルギー」という。）を積極的に利用すること。
- (3) 森林の適切な管理、保全及び整備（以下「森林保全」という。）並びに県産材（県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。）その他の森林資源の利用の推進を図ること。
- (4) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける際には、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等を利用すること。

第2章 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進

(対策計画の策定等)

第5条 知事は、本県の自然的・社会的条件に応じた法第20条第2項に規定する施策並びに県の事務及び事業に関する法第20条の3第1項に規定する措置に関する計画（以下「対

<p>策計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 対策計画は、次に掲げる事項並びに法第20条の3第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県内における温室効果ガス総排出量及び温室効果ガスの吸収量に関する目標 (2) 前号の目標を達成するために実施する施策に関する事項 (3) その他本県における地球温暖化対策の推進に必要な事項 <p>3 知事は、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえて必要があると認めるときは、対策計画を変更するものとする。</p> <p>4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更に当たっては、法第20条の3第4項及び第6項から第9項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 知事は、毎年1回、対策計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表するものとする。</p> <p>(教育・学習活動の支援)</p> <p>第6条 県は、事業者及び県民が地球温暖化対策の必要性等について理解を深めることができるよう、職場、学校、地域、家庭その他の様々な場における地球温暖化の防止に関する教育・学習活動に対し、指導、助言、人材のあっ旋、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(広報啓發)</p> <p>第7条 県は、地球温暖化対策の必要性等について、事業者及び県民の理解を深めるため、各種の広報活動、啓発資料の作成及び配布その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第3章 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等</p> <p>(特定事業者の取組計画)</p> <p>第8条 事業活動に伴い多量の温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等のための取組に関する計画(以下「取組計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(対策計画の変更)</p> <p>第3条 条例第5条第4項の規則で定める変更は、同条第2項第1号に掲げる県内における温室効果ガス総排出量及び温室効果ガスの吸収量に関する目標に係るものとする。</p> <p>(特定事業者)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県内に設置しているすべての工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)における燃料(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)第2条第2項に規定する燃料をいう。)並びに他人から供給された熱(省エネ法第2条第1
---	---

	<p>項に規定する熱をいう。) 及び他人から供給された電気(省エネ法第2条第1項に規定する電気をいう。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用的合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が前年度において1,500キロリットル以上である事業者</p> <p>(2) 省エネ法第19条第1項に規定する連鎖化事業を行う者のうち、当該者が県内に設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における原油換算エネルギー使用量が前年度において1,500キロリットル以上である事業者</p> <p>(3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であって、使用的本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者</p> <p>ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車 (被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。)の数が200台以上であること。</p> <p>イ 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車の数が200台以上であること。</p> <p>ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が350台以上であること。</p> <p>(取組計画)</p> <p>第5条 条例第8条第1項の規定による取組計画の作成は、取組計画を提出する日の属する年度の初日から当該年度の翌々年度の末日まで(以下「計画期間」という。)を対象とし、事業者取組計画書(様式第1号)に温室効果ガス排出量内訳書(様式第2号)を添付して行うものとする。</p> <p>2 条例第8条第1項の規定による取組計画の提出は、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。</p>
--	---

<p>2 取組計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 当該事業活動に伴う温室効果ガス総排出量に関する目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために行う取組に関する事項</p> <p>(3) その他当該事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関し規則で定める事項</p>	
<p>3 知事は、第1項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した特定事業者（以下「計画事業者」という。）が公表を希望しない場合において、それが当該計画事業者の権利利益（法第21条の3第1項に規定する権利利益をいう。）が害されるおそれがあることその他正当な事由によるものであると認められるときは、この限りでない。</p>	
<p>4 計画事業者は、取組計画について規則で定める変更をしたときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p>	
<p>5 計画事業者は、規則で定めるところにより、毎年、取組計画の達成状況を知事に報告しなければならない。</p>	
<p>6 第3項の規定は、第4項の規定による届出又は前項の規定による報告があったときについて準用する。</p>	
<p>（特定事業者以外の取組計画）</p> <p>第9条 特定事業者以外の事業者は、取組計画を作成し、知事に提出することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により取組計画が提出</p>	

第6条 条例第8条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第10条の取組

(2) 地球温暖化対策に資する社会貢献活動

(取組計画の変更)

第7条 条例第8条第4項（条例第9条第3項で準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場等の新たな設置及び廃止に係る変更
- (2) 条例第8条第2項第1号に規定する当該事業活動に伴う温室効果ガス総排出量に関する目標に係る変更（前号の規定に該当するものを除く。）

2 条例第8条第4項の規定による変更の届出は、変更後速やかに当該変更の内容を反映させて内容を修正した第5条第1項に規定する書類を提出して行うものとする。

(達成状況の報告)

第8条 条例第8条第5項（条例第9条第3項で準用する場合を含む。）の規定による報告は、事業者達成状況報告書（様式第3号）により、計画期間内の各年度について、報告に係る年度の翌年度の7月末までに行うものとする。

<p>されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した事業者が公表を希望しないときは、この限りでない。</p> <p>3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定により取組計画を提出した事業者について準用する。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>(寄与的取組)</p> <p>第10条 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等（再生可能エネルギーの利用、森林保全その他の規則で定める方法によるものに限る。）に寄与するための取組であって規則で定めるものを行う事業者は、取組計画の作成又はその達成状況の報告に当たり、当該寄与に係る温室効果ガスの排出削減量又は吸収量として規則で定めるところにより算定した量も自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができる。</p>	<p>(寄与的取組)</p> <p>第9条 条例第10条の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 再生可能エネルギーの利用 (2) 森林保全 (3) 電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化 <p>2 条例第10条の規則で定める取組は、次の表の左欄に掲げる取組とし、同条の規定により自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができる量は、同表の左欄に掲げる取組に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算定方法により算定した量とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="794 983 1092 2048"> (1) 再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給 </td><td data-bbox="1092 983 1427 2048"> ア 再生可能エネルギーの利用により供給された電力については、当該電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下この表において「省令」という。）第2条第4項に定める係数を乗じて算定した量 イ 再生可能エネルギーの利用により供給された熱については、当該熱の量（ギガジュールで </td></tr> </tbody> </table>	(1) 再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	ア 再生可能エネルギーの利用により供給された電力については、当該電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下この表において「省令」という。）第2条第4項に定める係数を乗じて算定した量 イ 再生可能エネルギーの利用により供給された熱については、当該熱の量（ギガジュールで
(1) 再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	ア 再生可能エネルギーの利用により供給された電力については、当該電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下この表において「省令」という。）第2条第4項に定める係数を乗じて算定した量 イ 再生可能エネルギーの利用により供給された熱については、当該熱の量（ギガジュールで		

		表した量をいう。)に、当該熱の1ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として省令第2条第6項に定める係数を乗じて算定した量
(2) 再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量又はこれに換算することができる価値の量を表すもの(知事が別に定める認証制度による認証を受けたものに限る。)の購入	認証された二酸化炭素の排出削減の量又は認証された価値の量を知事が別に定める方法により二酸化炭素排出削減量に換算した量	
(3) 森林保全による二酸化炭素吸収量を表すもの(知事が別に定める認証制度による認証を受けたものに限る。)の購入	認証された二酸化炭素吸収量	
(4) 電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量又はこれに換算することができる価値の量を表すもの(知事が別に定める認証制度による認証を受けたものに限る。)の購入	認証された二酸化炭素の排出削減の量又は認証された価値の量を知事が別に定める方法により二酸化炭素排出削減量に換算した量	
(取組の指導等)		
第11条 知事は、第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による提出又は第8条第4項若しくは第5項(これらの規定を第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは報告を受けた場合におい		

- て、当該提出又は届出若しくは報告をした事業者が行う自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（前条に規定する取組を含む。）が十分でないと認めるときは、当該事業者に対し、当該取組の見直しその他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 2 知事は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告を行い、その旨を公表することができる。
- (1) 第8条第1項の規定に違反して、取組計画を提出しないとき。
 - (2) 第8条第4項の規定に違反して、取組計画の変更の届出をしないとき。
 - (3) 第8条第5項の規定に違反して、取組計画の達成状況の報告をしないとき。
 - (4) 前項の規定による指導に従わないとき。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。この場合においては、その特定事業者に対し、鳥取県環境審議会において弁明する機会を付与する。

第4章 自動車等の使用に係る温室効果ガスの排出の抑制等

(公共交通機関等の利用)

第12条 自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者は、自動車等（公共交通機関として使用されるものを除く。次項において同じ。）の使用に代えて、公共交通機関、自転車その他の温室効果ガスの排出がより少ない交通手段を利用するよう努めるものとする。

2 自動車等を使用して通勤又は業務を行う従業員を雇用する事業者は、当該従業員に通勤又は業務における自動車等の使用を控えさせるため必要な取組を行うよう努めるものとする。

(駐停車中のエンジン停止)

第13条 自動車等を運転する者は、その駐車（自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること、又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。）又は停車（自

(駐停車中のエンジン停止の適用除外)

第10条 条例第13条第1項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、自動車等を一時停止する場合

<p>自動車等が停車することで駐車以外のものをいう。以下同じ。) 中は、信号機(道路交通法(昭和35年法律105号)第2条第1項第14号に規定する信号機をいう。)の表示する信号に従う場合、渋滞による場合その他規則で定める場合を除き、当該自動車等のエンジンを停止するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (2) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条に規定する自動車として使用する場合 (3) 警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務遂行のために自動車等を使用する場合 (4) 災害救助、医療活動その他県民の生命又は身体を保護するために自動車等を使用する場合 (5) 駐停車時エンジン停止(自動車等が駐車し、又は停車している間に当該自動車等のエンジンを停止することをいう。以下同じ。)を実施することにより、自動車等の客室内の温度が著しく高温又は低温になり、乗員、乗客又は同乗者の健康又は安全に危害を及ぼすおそれがある場合 (6) 乗合自動車停車所、停車帯又はこれらに類する施設がない場所で、乗客又は同乗者が乗降するために自動車等を停車する場合 (7) 土木工事として行われる作業、貨物の冷蔵その他走行以外の用途を有する自動車等において、駐車又は停車の間に当該自動車等のエンジンを当該用途の動力として使用する場合(自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うために使用する場合を除く。) (8) 駐停車時エンジン停止を実施する時間が短時間(ディーゼルエンジンの場合にあってはおおむね30秒以下、他のエンジンの場合にあってはおおむね10秒以下をいう。)となる場合 (9) 前各号に掲げる場合のほか、駐停車時エンジン停止を実施しないことについてやむを得ない事情があると認められる場合
<p>2 事業活動に自動車等を使用する事業者は、当該自動車等を運転する者に前項の規定を遵守させるため必要な取組を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 自動車等を駐車するための施設又は保管するための施設を設置し、又は管理する者は、当該施設を利用する者に対し、駐車中はそのエンジンを停止しなければならないことを看板の掲出その他の方法により周知するものとする。</p> <p>(推進事業者等の認証) 第14条 知事は、事業活動に使用されている自動車等の駐車又は停車中におけるエンジン</p>	<p>(駐停車時エンジン停止推進事業者) 第11条 条例第14条第1項の規定による駐停車時エンジン停止推進事業者(以下「推進事</p>

<p>の停止について、規則で定めるところにより、その推進に積極的に取り組むと認められる事業者を、その者からの申請に基づき、駐停車時エンジン停止推進事業者として認証するものとする。この場合においては、当該事業者の氏名（事業者が団体である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び当該取組を推進する事業所の所在地を公表する。</p>	<p>業者」という。) の認証は、次の各号のいずれかに該当する法人等の中から知事が行うものとする。</p>
	<p>(1) 県内において事業活動を行う法人 (2) 県内において事業活動を行う個人 (3) 県内において事業活動を行う団体(第1号に掲げる法人を除く。)</p>
	<p>2 条例第14条第1項の規定による申請は、駐停車時エンジン停止推進事業者認証申請書（様式第4号）に知事が別に定める実施計画書を添付して行うものとする。</p>
	<p>3 知事は、条例第14条第1項の規定により推進事業者の認証をしたときは、前項の申請書を提出した者に、認証証明書を交付するものとする。</p>
	<p>4 推進事業者の認証を受けた者（以下この条において「認証事業者」という。）は、第2項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、変更の内容を記載した書面に前項の認証証明書の写しを添付し、知事に提出するものとする。</p>
	<p>5 認証事業者は、毎年度の取組状況について、翌年度の4月末日までに知事が別に定める実績報告書を知事に提出するものとする。</p>
	<p>6 知事は、前項の実績報告書が提出されないと、又は取組状況が十分でないと認めるときは、認証事業者に必要な助言又は指導を行うものとする。</p>
	<p>7 知事は、前項の指導に従わない認証事業者について、推進事業者の認証を取り消すことができる。</p>
	<p>8 知事は、前項の取消しを行う場合は、理由を付して認証事業者にその旨を通知するものとする。</p>
	<p>9 推進事業者の認証が取り消された者は、速やかに第3項の認証証明書を知事に返納しなければならない。</p>
	<p>10 認証事業者は、自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面に第3項の認証証明書を添付して、知事に届け出るものとする。</p>
	<p>(駐停車時エンジン停止推進者)</p>
	<p>第12条 条例第14条第2項の規定による駐停車時エンジン停止推進者（以下この条において「推進者」という。）の認証は、次のいずれかに該当する個人等の中から知事が行うものとする。</p>
	<p>(1) 県内において自動車等の運転を行う個人 (2) 県内において自動車等の運転を行う</p>

<p>証するものとする。</p>	<p>個人により構成される団体(前条第1項第1号の法人を除く。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の個人又は第3号の団体で推進事業者の認証を受けたものは、推進者の認証を受けることができない。</p> <p>3 条例第14条第2項の規定による申請は、駐停車時エンジン停止推進者認証申請書(様式第5号)により行うものとする。</p> <p>4 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、推進者の認証をしたことを証する紙を交付するものとする。</p> <p>5 推進者の認証を受けた者は、その認証の取消しを希望する旨及びその理由を記載した書面を知事に提出してその認証の取消しを受けることができる。</p>
<p>(適正な整備等)</p> <p>第15条 自動車等を使用する者は、当該自動車等を適正に整備し、及び適切に運転して、温室効果ガスの排出を最少限にとどめるよう努めるものとする。</p>	
<p>2 自動車等を使用する者は、温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等の使用に努めるものとする。</p>	
<p>(自動車販売時の説明)</p>	
<p>第16条 自動車(過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていないものに限る。以下同じ。)の販売業を県内の店舗において営む者は、自動車を購入しようとする者に対し、当該自動車の温室効果ガスの排出量その他規則で定める事項を説明するものとする。</p>	<p>(自動車販売時の説明)</p> <p>第13条 条例第16条の規則で定める事項は、燃料の種別及び省エネ法第80条第1号に規定するエネルギー消費効率とする。</p>
<p>第5章 電気機器等の使用等に係る温室効果ガスの排出の抑制等</p>	
<p>(省エネルギー型機器の使用)</p>	
<p>第17条 電気、ガスその他のエネルギー(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)を消費する機械器具等(以下「電気機器等」という。)を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能(以下「省エネルギー性能」という。)がより高いものを使用するよう努めるものとする。</p>	
<p>(省エネルギー性能の説明)</p>	
<p>第18条 電気機器等(県内において多数が使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネル</p>	<p>(電気機器等)</p> <p>第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー(エネルギーの</p>

<p>ギーを消費するものとして規則で定めるものに限る。) の販売業を県内の店舗において営む者は、当該店舗に陳列した当該電気機器等の見やすい位置に、その省エネルギー性能に関する表示（規則で定めるものに限る。）を行い、当該電気機器等を購入しようとする者に対し、その省エネルギー性能について説明するものとする。</p>	<p>使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。) 第21条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) テレビジョン受信機（省エネ法施行令第21条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。） (3) 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第21条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。） (4) 電気便座（省エネ法施行令第21条第16号に規定する電気便座をいう。） (5) ジャー炊飯器（省エネ法施行令第21条第19号に規定するジャー炊飯器をいう。） (6) 照明器具（照明用途の発光ダイオードを主光源とする照明器具をいう。） (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの <p>(省エネルギー性能情報に関する表示)</p> <p>第15条 条例第18条の規則で定める省エネルギー性能に関する表示は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前条第1号から第5号までに掲げる電気機器等については、省エネ法第86条の規定を実施するために経済産業省が別に定めた表示方法 (2) 前条第6号に掲げる照明器具については、知事が別に定める方法により算定した年間消費電力量又は1年間使用した場合の目安となる電気料金(以下この号において「年間消費電力量等」という。)を、照明用途の発光ダイオード以外の光源を主光源とする照明器具の年間消費電力量等と対比したもの (3) 前条第7号に掲げる電気機器等については、知事が別に定めるもの <p>(建築物の規模)</p> <p>第16条 条例第19条第1項の規則で定める規模は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上とする。 (環境配慮計画書等)</p> <p>第17条 条例第19条第1項の規定による環境配慮計画の作成は、建築物環境配慮計画書（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>2 建築物環境配慮計画の提出は、当該建築物の新築等に係る工事着手予定日の21日前ま</p>
--	---

	<p>でに行うものとする。</p> <p>2 環境配慮計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該建築物の名称及び所在地 (2) 当該建築物の用途及び概要 (3) 当該建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため、当該建築物について行う措置 (4) その他当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等のため把握しておく必要があるものとして規則で定める事項 <p>3 知事は、第1項の規定により環境配慮計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により環境配慮計画を提出した特定建築主は、当該建築物の新築等が完了するまでの間に、環境配慮計画について規則で定める変更をするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出るとともに、当該新築等が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>5 第3項の規定は、前項の規定による届出又は報告があったときについて準用する。 (特定建築主以外の環境配慮計画)</p> <p>第20条 特定建築主以外の建築主は、環境配慮計画を作成し、知事に提出することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により環境配慮計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該環境配慮計画を提出した建築主が公表を希望しないときは、この限りでない。</p> <p>3 前条第4項の規定は、第1項の規定により環境配慮計画を提出した建築主について準用する。この場合においては、前項の規定を準用する。 (環境配慮の指導等)</p> <p>第21条 知事は、第19条第1項若しくは前条第1項の規定による提出又は第19条第4項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは報告を受けた場合</p>
--	--

<p>において、当該提出又は届出若しくは報告に係る建築物について行われる温室効果ガスの排出の抑制等のための措置が十分でないと認めるときは、その建築主に対し、当該措置の見直しその他必要な措置を講じるよう指導するものとする。</p> <p>2 知事は、特定建築主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、その旨を公表することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第19条第1項の規定に違反して、環境配慮計画を提出しないとき。 (2) 第19条第4項の規定に違反して、環境配慮計画の変更の届出又は新築等の完了の報告をしないとき。 (3) 前項の規定による指導に従わないとき。 <p>3 第11条第3項の規定は、前項の規定による勧告を行おうとするときについて準用する。この場合において、第11条第3項中「特定事業者」とあるのは「特定建築主」と読み替えるものとする。</p>	
---	--

第7章 雜則

(報告又は資料の提出等)

<p>第22条 知事は、第3章の規定の施行に必要な限度において、事業活動に伴い温室効果ガスを排出する者に対し、その事業活動の状況に關し報告させ、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 知事は、第6章の規定の施行に必要な限度において、建築主に対し、その建築物の設計、施工若しくは維持保全に係る事項に關し報告させ、又は資料の提出を求めることができる。</p>	
---	--

(規則への委任)

<p>第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

<p>1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第3章、第6章、第22条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。</p>	
---	--

(エンジン停止条例の廃止)

<p>2 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に關</p>	
-----------------------------	--

(その他)

<p>第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

<p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第9条まで、第16条及び第17条の規定は、平成22年4月1日から施行する。</p>	
--	--

(鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則の廃止)

<p>2 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に關</p>	
-----------------------------	--

<p>する条例（平成16年鳥取県条例第46号。以下「エンジン停止条例」という。）は、廃止する。</p> <p>(適用)</p> <p>3 第19条の規定は、平成22年4月1日以後にエネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定による届出が提出される新築等について適用する。</p> <p>(エンジン停止条例の廃止に係る経過措置)</p> <p>4 この条例の施行の際現にエンジン停止条例第8条第1項の規定による認証を受けている事業者は、当該認証に係る事業所について、第14条第1項の規定による認証を受けているものとみなす。</p> <p>5 この条例の施行の際現にエンジン停止条例第8条第2項の規定による認証を受けている者は、第14条第2項の規定による認証を受けているものとみなす。</p> <p>(検討)</p> <p>6 知事は、この条例の目的を達成するため、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第6号）は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年度を初年度とする計画期間の取組計画の提出は、平成22年11月末日までに行うものとする。</p>
---	---

鳥取県地球温暖化対策条例についての問合わせ先

鳥取県生活環境部環境立県推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

電話：0857-26-7875 ファクシミリ：0857-26-8194

電子メール：kankyourikken@pref.tottori.jp

ホームページ：<http://www.pref.tottori.lg.jp/ondanka-jourei/>